

第13回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年2月19日(水)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 山口 忠雄 | 2番 関 憲夫 | 3番 高浦 芳一 |
| 4番 篠原 覚 | 5番 柳井 進 | 6番 渡邊 久芝 |
| 7番 渡邊 邦男 | 8番 積田 雅美 | 9番 佐久間 政男 |
| 10番 多田 總一郎 | 11番 山下 和彦 | 12番 宮嶋 十郎 |
| 13番 中川 喜一郎 | 14番 板倉 保 | 15番 佐久間 正夫 |
| 16番 奥野 政義 | 17番 川島 三夫 | 18番 川名 康夫 |
| 19番 佐久間 保夫 | 21番 御園 豊 | 22番 葛田 吉弥 |
| 24番 渡邊 喜一 | 25番 長谷川 重義 | 26番 藤井 幸光 |
| 27番 榎本 雅司 | | |

5 欠席委員 1名

20番 地引 正和

6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長 森副参事 鈴木主幹

開 会

平成26年2月19日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第13回農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、26名中24名でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。20番、地引正和委員。

次に、おくれる委員の報告でございます。27番、榎本雅司委員から本日おくれる旨の報告がありました。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員を指名いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案1ページをごらんください。本件は、平成26年1月21日付で提出がありました。申請内容は、譲渡人は相続により引き継いだ農地であります。会社員であり仕事も忙しく、管理できないことから譲りたいとのことで、譲受人は買い受けの申し出を受け、取得したいとのことです。

会議資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字台中です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料2ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、田んぼで水利がなく、草刈りをして、いつでも耕作できるようにしているとのことです。

農機具等については、もみすり、乾燥は委託しているとのことです。経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われま。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で260日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

申請地周辺は畑であり、みずからも畑として耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の

報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

持ち主は、会社員で、仕事も忙しく、管理できないことから親戚に当たる譲受人に申し出たものです。

去る13日に さん立ち会いのもと現地調査を行いました。現地の状況ですが、梅の木が38本及び柿の木6本が植栽されておりました。また、ミョウガも栽培して、畑として管理されています。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

この さんは、 地区の住人でございます。今現在 地区で水田7反歩を耕作しております。農機具はほぼそろっておりまして、今後の畑の管理は十分にできるものと思われま

す。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

引き続き、議案1ページをごらんください。本件は、平成26年1月21日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は高齢となり後継者もないことから譲りたいとのことで、譲受人は自作地に隣接している農地であり、耕作に便利であることから申し出を受け、取得したいとのです。

会議資料3ページの位置図をごらんください。場所は、大曾根字吹羅です。現地を確認いたしまし

たところ、耕作されておりました。

会議資料4ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、進入路等なく従前から山林となっている土地とのことです。農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われまます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で600日とのです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自作地に隣接した畑であり、今後も畑として耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 2月17日に現地確認をしましたので、その報告をします。

現地は、ソラマメとエンドウマメが作付されており、特に問題はありませんでした。そして、図面にも書かれていますけれども、隣が さんの畑でくっついているという部分、そういういい条件もあります。そして、 さんは専業農家で、一年中農業をやっております。

それから、資料4ページに書かれていますけれども、機械類はトラクター、耕うん機、それから田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、それから、あと作業用のトラック、これが3台ぐらいあります。それと、あと農作業に使うフォークリフトもあって、すばらしい農業をされている方です。

それから、あと売り主の さんのほうは事務局の説明があったとおり、老夫婦で旦那さんが去年亡くなりまして、もうおばあちゃん一人になってしまっていて、もう農業ができなくなったということで、こういう話が出てきてまとまったということです。それ以外は、事務局が説明したとおりです。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

引き続き、議案1ページをごらんください。本件は、平成26年1月21日付で提出がありました。

申請内容につきましては、申請人は高齢となり、後継者もないことから譲りたいとのことで、譲受人は自作地に隣接している農地であり、耕作に便利であることから申し出を受け、取得したいとのことです。

会議資料5ページの位置図をごらんください。場所は、大曾根字内町です。現地を確認いたしましたところ、現地は耕作されておりました。

会議資料6ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

譲受人の住所地番は、議案3ページの位置図の上段「位置図」と表示した「位置」の「置」の真ん中あたりの文字の下にございまして、先ほどの議案第1号の2における譲受人と同一住所となります。この関係について説明いたします。

本件譲受人は、この住所地より左下、議案3ページ、「位置図」の「置」の下にすぐございます議案第2号の申請人の居住地の住宅地図が添付されているかと思えますけれども、その居住地より左下の本人住居表示宅へ養子に入りました。その後、養父母の他界により農地を相続しておりますが、まだひとり身であるため、別世帯ではありますが、ふだんの生活では実家に居を構え、農機具等を実家と共同で使用し、作業も共同で行っているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で120日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自作地に隣接した田であり、今後も田として耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 2月17日に現地確認をしました。秋の収穫後、トラクターで1回ならした状態
きれいな状態になっております。それで、この田んぼの隣もやっぱり さんがつくっております。
そして、事務局が説明したとおり、先ほど出てきた さんとこの さんは親子関係です。そ
それで、機械関係も資料には書かれていないと思うのですが、親の機械を使って共同で親のほう
の仕事をやったり、子供のほうの仕事をやったり、そんな感じで今作業をされています。売り主の
さんは、先ほどの議案と同じ理由で売ろうになったということです。ご審議のほど、よろしくお
願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めますが、議案第1号の4ないし議案第1号の7は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案2ページから3ページをごらんください。本件は、平成26年2月4日付で提出がありました。議案第1号の4ないし議案第1号の7につきましては、新規に農業を始めたいとするものです。土地の所在につきましては、整理番号4番から7番までが申請地となります。

会議資料7ページから22ページに申請書の写しがあり、位置図も添付しております。まず、場所は会議資料7ページが蔵波字堂庭、神代です。続きまして11ページ。11ページが岩井字御園となります。続きまして、15ページ。15ページが岩井字西大塚台となります。続きまして、19ページ。19ページが岩井字泉台となります。権利の種類は、賃貸借権の設定で、賃貸借期間は3年となります。

申請者につきましては、市内で営農している農業生産法人に勤務して農業をしておりますが、独立して農業を営みたいとのことでした。

会議資料23ページから30ページをごらんください。23ページ以降につきましては、申請者の農業経営の実施計画書となります。露地野菜の栽培でキャベツを専門に営農するとのことであり、農業経営実施計画書につきましては、君津農業事務所、改良普及課において指導を受けた上で作成しているとのことでした。現在は、 に居住しており、アルバイトをしながら農業開始に向け準備をしているとのことでした。

本件は、運営委員会案件でありまして、運営委員会においては就農意欲・営農能力・収支計画等について審査をいただいております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては新規就農でございますので、現在経営耕地はございません。

今回新規に農業するべくして申請された土地につきましては、全て耕作できるよう準備がなされておりました。

資料24ページ、農作業用機械につきましては軽トラックを所有しており、今後薬剤散布用の動力噴霧器を調達する予定とのことです。トラクター、定植機、管理機、肥料散布機はこれまで勤務していた農業生産法人とリース契約をして借用し、作業していくとのことです。農作業常時従事日数につきましては、26ページをごらんいただきますと、春キャベツ、夏キャベツということで、合計で150日を見込んでおります。下限耕作面積要件につきましては、今回の賃貸借権の設定の4件の合計で5,055平方メートルとなり、50アール要件を満たします。

農業委員会において許可を得て就農できましたら、君津市農業協同組合の組合員となり、組合員として参加が求められる行事等については積極的に参加し、地域の話し合いや草刈りなどの共同作業にも参加し、耕作放棄地の解消にも貢献していきたいとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、14日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会副委員長に運営委員会における審議の内容について報告をいただきます。

高浦運営委員会副委員長。

○運営委員会副委員長（高浦芳一君） ただいまの議案第1号の整理番号第4号から7号について、2月14日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認は、申請者及び申請代理人である の担当者と申請地の担当委員である奥野政義委員、川島三夫委員にご出席いただき、午後1時45分から実施いたしました。

現地では、申請地の確認とともに申請者と の担当者から地権者の意向や今後の耕作の考え方についての確認を行いました。

申請地は、総会資料7ページから示す葦波地区に1区画、岩井地区に3区画の計4区画、延べ5,055平方メートルであり、いずれも周囲が畑などの農地に囲まれた地域でありました。審査会には申請者と代理人及び担当農業委員に出席いただき、午後3時20分から市役所会議室にて行いました。審査会は、事務局からの議案説明の後、申請者及び代理人による申請事項の説明を求め、総会資料の23ページにあります農業経営実施計画書により詳細に説明がありました。

続いて、各委員からの質問があり、及び申請者から説明をいただきましたが、その主な内容については次のとおりであります。

1つ目、申請者が有限会社 に勤務していたときの栽培経験と袖ヶ浦市内の生産拠点はどこかという質問に対しまして、申請者は における会社の役員として露地栽培、主にキャベツ

やレタスを生産してきたとのことであります。

なお、袖ヶ浦市内では子者清水地区内において、約2町歩において、キャベツを3、レタスを1との割合で生産に従事したと報告がありました。

2つ目として、農業経営に使用する機械の確保についてはどのように行うのかとの質問に対して、自身で保有している軽トラックや今後購入予定の薬剤動力噴霧器以外のトラクターや定植機などは、勤めておった有限会社 から賃貸契約により借りるとの答えがありました。

3番目として、 からどのような支援を受けているのか、また今後はどうかというようなことに対して、耕作地の紹介と生産物の加工販売の支援を受けるとのことであり、なお、の担当者からも、今後も積極的な支援を進めていくこととしているとの説明をいただきました。

地権者との賃借料の設定の考え方や基準については、袖ヶ浦市内の平均賃借料を参考としているが、地権者の意向を踏まえて額を設定しているとのことであります。

なお、経費計画の雇用費の時間給について、どのように設定するかということにつきましての質問は、公表されている千葉県最低賃金を遵守していきますと回答をいただきました。

なお、最後に今後の農業経営の展望はどのように考えているのかとの質問に対して、今後はさらに耕作地を拡充し、農産物の生産向上を目指して努力したいとの回答を得ました。

討論。これらの質問等を踏まえて、委員で討論した結果、まず1つ目として、申請者である新規就農者の就農意欲や生産計画などに実行性があるものと認められること。

2つ目として、 の継続的な営農支援が得られることにより農地の維持確保と生産性が継続的に可能であると認められること。

3つ目として、農業委員会としては遊休農地解消のため、新規就農者などが耕作地を確保しやすいようJAなどに遊休地の情報を積極的に提供していく必要があり、また制度上確立させることが大切であるとの意見がありました。

採決の結果、議案第1号の整理番号第4号から7号については、出席した運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、農業経営には人、物、お金、それから生産技術、経営管理技術、生産技術は とか何かいろいろすばらしいのですけれども、子供さんが小さい。だから1人であると。それから、あと物もあれなのだけれども、機械なんかほとんどリースだ。リースと云って、行ってすぐ借りられるかどうか分からない。その辺はどうなっているか確認したい。それと、あとお金もどの程度の資金があったのかちょっとわかりませんが、その辺をとりあえ

ず説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、お願いします。

はい、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 先ほどご質問いただきました耕作機械については、リース契約を結んでおり、その契約の内容に従って借りられるような形で手はずを整えているとの回答を得ております。

それと、現在手持ちの資金、貯金等もあることから、その貯金等を切り崩したり、あと農業ではありませんけれども、別にアルバイトなどをしながら生活費を工面しながら準備を進めていると説明を受けております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） リースの話はしていたけれども、その格納してある場所というのはどこなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 市原市の天羽田に倉庫がございまして、そちらに置いてございます。こちらは、運営委員さんたちと一緒に現地確認させていただいております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 新規農業者の定着率というのは群馬県なんかは50%で、2人に1人ぐらいはもう挫折するらしいのだけれども、袖ヶ浦は新規農業者の定着率とか、その辺わかりますか。わかったら、わからなかったらいいです。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） ちょっと私もうろ覚えなところがあり、正確な数字が言えるか自信ありませんけれども、新規就農、現在私が担当した中で6、7名おります。平成21年度から6、7名の新規就農者がおりまして、このまま農業を続けていただいている方が約半分、半分ぐらいは農業を続けていただいております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○24番（渡邊喜一君） 集落活動へ参加するというふうに言っていたけれども、例えば農道の整備とか、こさぎりとか、溝掃除とか、本当にやるのかな。ただ口だけではなくて、その辺はどうなのだろう。何か書いてあるよね、地域活動云々と。その辺、何か運営委員会のときに何か話が出ましたか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、どうぞ。

高浦委員。

○運営委員会副委員長（高浦芳一君） 高浦でございます。

本人の姿勢が非常に前向きと感じました。その中で渡邊委員のご質問の協力するかという件については、直接の質問等はいたしませんでしたが、話の節々の中で地元の人たちと協調性を持ってやっていきたいです、今後もさらに耕作を拡充しながらやっていきたいというようなことの意欲から、多分きちっとやってもらえるだろうという期待の持てる対応は感じられました。あわせて の担当の方が非常に遊休地、 との生産取引等の絡みから、こういう方々に積極的に支援をしているということでの非常にコミュニケーションがなされているというふうに感じてはおります。ですから、心配する一つの要因がもしもありませんけれども、大丈夫ではないかと期待はしております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 野菜づくりには堆肥というやつが大事だと思うのだけれども、堆肥なんかというのはどこでつくるかどうか、その辺はどうですか。

それと、もう一つ、あと野菜をやるからには小屋が必要だと思うのです。段ボールを置いておいたり、それをつくったり、キャベツを持ってきて、箱へ入れたら、それを置く場所とか、農薬をどこに置くとか、小屋なんかはどうされるのですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 事務局です。今ほど出荷の心配をされておられまして、私もその点につきましては申請者に、あるいは の代理人にも何度か確認をいたしました。確認しましたところ、キャベツの出荷につきましては、農協からコンテナを借りてくる。借りてきたコンテナに畑でそのまま詰めて、そのまま出荷してしまうと。ですから、家の農作業場で箱詰めをすとか、そういう作業は予定しておらないと。なので、そのコンテナを借りてきて、そこでコンテナ詰めして農協へ出荷をするがゆえに作業場は今の計画では必要ないということを伺っています。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 絵に描いたようにばっといけばいいのだろうけれども、大根でもキャベツでも そうなのだけれども、数年に1回ぐらいで、時々、そのまま収穫しないで値段が暴落して、そのままもう投げ込むとか、そんな危険性が結構あるので、結構5反歩ぐらいでは足りないのではないかなという認識を持っています。答えは要りませんが。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありますか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これ1反当たりの収支の明細みたいのは出ていますか。苗がどのくらい生えて、どのくらい、何トン収穫できるかというようなをお伺いしたい。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) まず、1年目なのですけれども、総会資料の27ページ、こちらに予定出荷量、出荷単価、それと収入、それと経費の明細が出ておりまして、こちらで収支を出してございます。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○18番(川名康夫君) 18番、川名です。

1反当たりどのくらい苗が生えるのか。そういうのはもうわかっているわけですよ。この生えた苗が全部一定レベルにいくわけではないので、それはどうやって計算をしていますか。また、計算書が出ていますかということ。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 1反当たりの苗の量、それから1反当たりの生産量というのは一応予定ではこうですという形になっております。詳しいそちらの内容までは事務局のほう聞いておりませんので、把握してございません。申しわけございません。

○議長(中川喜一郎君) ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。

この件については、私も地元の農業委員としまして、運営委員会の皆様と一緒に現地を確認させていただいたのですが、その中で思ったことは、今渡邊委員さんのほうからもるございましたが、それよりも何よりも逆に言うと、農業委員会としては遊休農地を積極的に活用してくれる、そういう有用な人材がいたと、その有用な人材をこれからどう生かしていくかということをもっと、ここにも運営委員会報告の中で出ておりますが、組織的にきちんと確立していくことを検討していくべきではないのかなと。今回出ました5,000平米余りの土地については結構分散しています。私の地元のところについてはかなり長い間荒れていたところでした。そういうところを、地元の人だっってはっきり言ってなかなか手がつけられない。ここをきれいにしてやって、なおかつこれからやっていこうということとでありますので、これが若さかなと、ぜひ頑張ってもらいたいと思う反面、なかなか厳しいものがある。どうせやるのなら、もうちょっと条件のいい、またやる意欲に報いるような土地があるのではないのかなというように思いましたので、そういう面を、これからまた後継者だんだん、だんだん少なくなりますので、そういう親元で農業を継ぐ、それはどこか甘い面があります。その中で奥さんがいて、子供さんがいて、新たな土地にこういう形で新規就農してくるということは一大決心だと思います。これから温かい目で見守って行って、またやれることは農業委員会としてやっていける方向を検討していけたらいいのかなというふうに思います。

○議長(中川喜一郎君) 大変すばらしいご意見ありました。

ほかに質疑ございますか。

はい、どうぞ。

○24番(渡邊喜一君) 私は、新規就農者を潰そうとか、そんな気持ちはさらさらありませんので、た

だ若い人が心配するといけないので、今回のあれなんか本当飛び地だよね。 からあっちの新堰公園の池の向こうのほうまで、トラクターで行ったら1時間以上も片道かかるのではないかなと、本当に条件が悪い。このような条件でよくやる気を起こしたなという、そんな思いでいる。最初言ったように新規就農者を潰そうとか、そういう思いで言っているのではありませんので。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ありませんね。

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4ないし議案第1号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の4ないし議案第1号の7については許可と決定します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の1についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の所有者がみずから資材置き場及び駐車場用地として転用し、立地条件から貸し出ししたいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件につきましては平成26年2月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料31ページの位置図をごらんください。申請地は、吉野田保育所の南側に位置し、小集団農地であることから第2種農地と判断されます。

当該地の具体的な利用につきましては、総会資料32ページに土地利用計画図を添付しております。

今回の申請については、既に転用済みとなっている箇所についての追認としての転用の許可を受けようとするものであります。

総会資料33ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、川名康夫委員。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。代理人と電話連絡をしたのですが、ちょっと要領が得ないので、結局きょう地主に会ってきました。きょう、けさに会ってきまして、もともとこれ県道33号に面してまして、県道33号の土地の、県道33号をつくる時に余った土砂でそこを埋めたそうです。その後、一部農地として使えたのだけれども、圏央道をつくるための、公共道路をつくるための駐車場、事務所として貸し出したということです。とりあえず許可を受けないで今までやってきたので、許可を受けなければいけませんよということで今回申請になった。どうかよろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 33ページのあれを見るとわかる。現実もう駐車場になってしまっている。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） これは、先ほども言いましたように、もう現実的に が駐車場として使っています。それで、今後は違法状態ではいけないということで、きちっとその転用許可をとりなさいよということで、今回転用許可申請を出します。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

これは、駐車場及び資材置き場と書いてあるのですけれども、資材置き場はどのようなあれを置くのですか、物は。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） ほとんど資材置き場というか、駐車場なのです。この地域、32ページで資材置き場と書いてあるところがあるのですけれども、見て、左方です。そこがコンテナを置いてありまして、そこに資材を置いてありますと思うのです。コンテナが置いてあるので、中に資材が入っているのだと思います。中は見たことはありません。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございますか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

本件のような事例というのは今後も出てくる可能性がある中で、現状このように既に資材置き場、駐車場と利用されているこの案件、手続上はきちっとすべきだということで手続が進められているのは非常によいことなのですが、こういうものに対して、農業委員会として、ただ許可云々だけではなくて、事前に知り得るものはもっと積極的に指導するとともに、今後この方やこれら以外の方々が同様のことがないように何らかの許可に当たって、もし許可ということになったとしたならば、何らかの指導措置を講じていく必要があるのではないかと思います。そのように私は考えますが、皆さん方、どういふふうにお考えなのかということをお聞きしたくお話ししました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論、次の方、どなたかいらっしゃいますか。ほかにいませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、ここで暫時休憩。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はい、事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今ほど高浦委員からご指摘いただきました件につきましては、このような事案に対して、農業委員会と事務局合わせて指導等の対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。

これ、もう既に資材置き場になってしまっているということで、今回農地法の農転許可ということなのですが、往々にして地目を田から雑種地に変えないケースがあるのです。農転許可出します。でも、地目変更、これをやらないと多分来年も田として載ってくるのです。そうすると、我々がやっている農地法のあれから除外できない。なっていないのです。局長、そうですね。

ですから、私としては、これを許可もう既にやってしまったものはしょうがないのだけれども、せめてそういうものでわかるように地目変更をするということを経済条件にするとか、そういうことをしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） 今のご意見につきまして、今年度皆様方と農地利用状況調査をして市内を回ったわけですが、その中で皆様と一緒に見た中で、私が地図を持っていった中で、ここは農地の表示がある、でも現状は違う、転用をするのに困難なところもあるということで、見ながら話をしたところでしたけれども、今おっしゃられたとおり農地ではないところについては、地目変更の

手続をするように農業委員会としては言っていきたいと、やりたいと思うわけです。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにございますか。ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

○8番（積田雅美君） ちょっと待ってください。私の意見はどのようなのですか。

それを要件にするのか、それともしなくてもいいよという形で解決するのか、その辺伺っています。

○議長（中川喜一郎君） はい。もう一遍、事務局に説明させます。

○事務局（森 博君） 回答が不足していました。申しわけありませんでした。

農地転用につきましては、転用が完了した暁に完了の報告を上げていただくような手続になってございます。その手続をもってして、法務局で地目変更をするような流れになってございますけれども、実際におっしゃられたとおり、その地目変更がなされていないケースがございます。

今年度携わってきた案件につきましては、転用許可証の交付の際にあわせて完了の報告書の用紙を渡しまして、終わった暁にはこの報告をしてくださいということで、その報告が上がった暁には地目変更の手続という形でご案内をしてございますので、こちらにつきましても許可証の発行につきましては、そのような形で地目変更まで結びつけるような形でご依頼をしてみたいというふうに思います。

○8番（積田雅美君） その依頼をするのはいいのですけれども、地目変更しましたという報告を求めていますか。

○事務局（森 博君） 現時点では依頼をしているところまでになってございますので、報告を求めるところまではなっておりません。

○8番（積田雅美君） だから、報告を求めるところまでは農業委員会の権限が及ばないのですか。

○事務局（森 博君） 済みません。ちょっと事務手続確認してよろしいですか。

○8番（積田雅美君） はい。

○議長（中川喜一郎君） 申しわけありません。暫時休憩をお願いいたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

事務局、森君。

○事務局（森 博君） その登記を求めるまでの手続は、ちょっと申しわけありません、今現在確認はできませんが、この案件につきましては、今ほど皆様方に審議していただくのですけれども、県に

進達をしていく中で、それを条件として上げていくことは可能かと思っております。ただ、その先の部分については、また県との相談がございますので、ちょっと確約まではできませんけれども、県に進達する際の農業委員会の意見として書くことはできるかと思っております。

○議長（中川喜一郎君） 積田委員、よろしいですか。

○8番（積田雅美君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 今事務局が申し上げたとおりです。

それでは採決をいたします。

議案第2号の1についてその条件を進達していきますので、よろしいでしょうか。

ちょっと手間取りまして、申しわけありません。

今積田委員が言われました条件を付して進達することに賛成の方を求めたいと思っております。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の1についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、木更津市の 〇〇〇〇が袖ヶ浦市蔵波地先にある 〇〇〇〇から 〇〇〇〇までの 〇〇〇〇を行うため、 〇〇〇〇敷設工事を実施するに当たり、 〇〇〇〇を敷設した部分の上部を管理道路とすべく、舗装工事を行うため、 〇〇〇〇敷設地の隣接地を賃貸借により借り受け、舗装工事期間中一時転用しようとする案件です。

土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年2月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料34ページの位置図をごらんください。申請地は、角山配水場の東側約70メートルに位置し、面的に広がりある農地の中にあることから、第1種農地と判断されます。今回の申請内容では、申請地内での整地により鉄板を敷く計画であり、目的達成の後は鉄板を撤去し、畑に戻す計画となっております。当該地の具体的な利用については、総会資料35ページに土地利用計画図を添付しております。

現況の写真は、総会資料36ページのとおりであります。

なお、 〇〇〇〇を埋設する箇所についても農地でしたが、 〇〇〇〇による 〇〇〇〇の用に供する施設で

あることから、転用許可が不要となり、 を埋設する箇所については農地転用の手続はございません。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 橘地区担当の宮嶋です。

2月の13日、午後1時30分、 の と 、両名が自宅に
来まして、このたび が 、 から 地先の
まで の埋設工事を平成23年から26年にかけて実施しています。25年、26年度の事業の一つとして、 の畑地について、この地図でいいますと、黒い線であるのが です。始点とありますが、始点は住まいのほうです。 のところ、住まいのほう。この黒い線のところは、既に が買収済みです。さっき課長が言ったように、この分は農業委員会には関係ないので、そのまんま の土地になっております。その土地に を入れます。 の上を舗装します。舗装するための工事用道路が4メートル幅で必要となります。その分の工事用の道路4メートル、長さが240メートル、これを一時転用したいということです。転用期間は、26年4月1日から26年8月28日を予定しているということです。

仮設道路の形態ですが、敷き鉄板1,524ミリ掛ける6,096ミリ掛ける厚さ22ミリの鉄板122枚で、それを道路とします。鉄板が重機等の通行により沈下し、隣地の農地の耕作に支障が出る場合は土のうを並べて、土砂の流入防止を行う。また、仮設道路からの雨水については自然浸透処理とします。これは、周りの地権者との相談はもう既に終わっております。

防災計画については、工事用仮設道路から市道への出入口に交通誘導員を配置して、工事車両を誘導する。工事完了後、8月28日を予定していますが、速やかに敷き鉄板を取り除き、畑に戻します。また、でき上がった管理道路は車どめを取りつけ、一般車両の通行はできませんが、散歩道としての利用はできますので、利用してくださいとのことです。

並びに工事請負会社、株式会社 、ともに信頼の置ける企業と思われ
ます。皆様の審議、よろしく申し上げます。

また、私は、最初これ の事業だから、農業委員会の許可は要らないのではないかなという疑問をずっと持っていたのですが、 でない臨時的仮設道路だから、こっちのほうに話があったと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の2についてご説明をいたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を買い取り、農地3筆で合計7,758平方メートルの計画区域内に戸建て住宅29棟を建築し、建て売り分譲したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年2月3日に申請書の提出がなされております。

総会資料37ページの位置図をごらんください。申請地は、の西側約130メートルに位置し、東側及び北側は市街化調整区域であるものの、宅地開発事業により住宅が立ち並んでいることから、第2種農地と判断されます。

排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ、雨水については雨水浸透貯留施設を設置の上、抑制し、オーバーフロー分を道路側溝へ排水する計画であります。この開発に係る一連の協議関係では、開発行為許可申請書が平成26年1月31日に君津土木事務所に受け付けされております。また、隣接農地としては、譲渡人自身の農地しかないとのことでした。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件については、14日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会副委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

高浦運営委員会副委員長。

○運営委員会副委員長（高浦芳一君） 議案第3号、整理番号2の1から2の3について、2月14日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

現地には申請者及び申請代理人に出席をいただき、午後2時50分から確認を行いました。また、現地では申請地の確認とともに申請者と申請代理人から譲渡人の意向や今後の事業計画についても確

認を行いました。事務局説明のとおり、申請地は神納地区の1区画、7,758平方メートルであり、周囲は北側を主に住宅が点在している地域であります。審査会には申請者及び代理人に出席をいただき、午後4時10分から市役所会議室にて行いました。

審査会は、事務局からの議案説明の後、譲受人及び代理人に申請事項の説明を求めましたが、申請事項及び事業計画書については要点のみの説明を受けました。

続いて、各委員からの質問があり、譲受人、申請代理人から説明を受けました。その主な内容については次のとおりです。転用の時期として、完了予定がことしの12月31日となっているが、建て売り分譲住宅の29棟が完成する時期と考えてよいかとの質問に対して、そのように考えていただいてよとの返事をいただきました。

2つ目として、資金調達に関して。資金所要額と借入金の差額はどうかとの質問に対して、今後急を要する支出に対する予備費として差額を充当すべく考えているとのことでありました。

3つ目として、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱に基づく事前協議と協定の締結について、その進捗はどうかという質問に対して、事前協議は既に完了しており、協定書の締結も終了しているとのことでありました。

4つ目として、申請地に隣接する土地の営農計画はどのように進めていくのかのことに對して、譲渡人が家庭菜園的に耕作を継続するとの説明がありました。

5つ目として、事業計画書に記載されている雨水の貯留浸透槽に関して、構造と容量などについての問いに対して、その構造は縦、横3メートル、深さ1.2メートルのますで、地下浸透式を考え、位置は駐車場の下に設置する予定であるとのことでありました。

6番目として、住宅の合併浄化槽に関して、設置する位置と規模についてはということについては、規模については5人槽の規模である、位置については住宅の位置に合わせて設置するということでありました。

7番目として、雨水や汚水等の処理後の放流はどのような形態なのかの質問に対しましては、地先の排水路から北側の住宅を経て、排水溝に接続、放流をするとのことでありました。

8つ目として、今回の申請地に関して、文化財調査の必要性はどうかとの質問に対しては、試掘したところ、文化財の調査は必要ないとの市から回答を得ていると説明がありました。

9つ目として、平成24年8月に今回の申請者から別件の申請を受けて許可した案件がありました。それに関しましての質問として、平成24年8月の申請を受け、許可された に面した農地への住宅16戸を建設する計画は予定どおり完了されているのかの質問に対して、消費税の問題や文化財などの調査などがあり、予定どおりには進んでいない、来年度中には完成する予定であるとの回答を得ました。これらの質問と回答等を受け、討論の結果、今回の申請に当たっては農地の区分ごとの許可基準である立地基準には問題はないものの、農地の区分にかかわらない許可基準であります一般基準のうちの申請者の許可済み地が適正に完了されていることに該当しており、合理的な理由もなく

完了されていない場合は許可しないものとするとの事案に抵触する可能性があること、また譲受人並びに代理人の説明では許可済み地が適正に完了されていない事由に不明な点が多く、合理性が認められないことから、教育委員会、市教育委員会等の指導内容を確認した上で、2月19日、本日ですが、再度運営委員会を開催し、再度の討議をすることといたしました。このことから、本日午前零時20分から市役所会議室におきまして、2月14日に継続審議となった本件に対しまして、再度審議を行いました。討議の内容につきましては、先ほどご説明いたしました申請者の説明を受けての合理的な理由があるかないかということであります。

1つ目として、消費税の問題の説明をいただきましたが、駆け込み需要などの影響も考えられるが、許可時の完了予定時、これは平成25年12月31日ですが、これに直接及ぼす影響が不明であるということ。

2つ目として、文化財の調査終了については、当初の計画に対し、実際に終了したのが6カ月おくれの平成25年4月30日でありまして、文化財の調査おくれを理由といたしましても、現時点の建築の推移から見ると余りにも進捗が遅いと言わざるを得ないこと。

3つ目として、分譲住宅の建築工事は当初の計画着手が25年5月1日でありました。文化財の影響を受けた中でも3カ月おくれの25年8月20日には建築工事が着手されていること。

4つ目として、当初は事業計画が完了する時期が建築工事着手から8カ月後でありましたが、今回の完了されていない中でも、今後の進捗の建築工事着手から19カ月後の工事完了であり、大幅な建築工事の期間延長となる説明をいただいているということ。

5つ目として、建て売り分譲住宅を転用して、許可されたにもかかわらず、現時点までの建て売り住宅の建築戸数が余りにも少ないことに加え、造成地には分譲地、何々不動産等の立て看板が設置されており、確認を要すること等々ございまして、申請者に完了していない事由としての先ほど来の事項並びに今後完了までのスケジュールを確認し、あわせて住宅の建築費などの確認を今後要する必要があるとの意見がありました。

以上のとおり、許可基準に照らし、立地基準と一般基準について審査をいたしました。審査の結果、議案第3号、整理番号2号の1から2号の3につきましては、出席した運営委員全員一致にて継続審議と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。運営委員会副委員長の報告は継続審議とのことでありました。

議案第3号の2について、継続審議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については継続審議と決定します。

ここで、16時35分まで10分間休憩したいと思います。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号 平成25年度第11次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成25年度第11次農用地利用集積計画承認の件を議題としますが、議案第4号については、委員本人に係る案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により、議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 委員退席 〕

○議長（中川喜一郎君） 議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が11件で497.4540アールとなっております。個々の内容につきまして、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）9ページをお開きいただきたいと思います。今回の利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略をご説明させていただきます。有限会社 さんですが、申請面積は140.88アール、 さんですが、申請面積は57.32アール、 さんですが、申請件数が2件で、申請面積の合計は16.43アール、 さんですが、申請面積は51.74アール、 さんですが、申請面積は51.09アール、 さんですが、申請面積は79.96アール、 さんですが、申請面積は19.83アール、 さんですが、申請面積は30.63アール、有限会社 さんですが、申請面積は18.9440アール、 さんですが、申請面積は30.63アールとなっております。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。 さんですが、申請面積は39.04アールとなっております。こちらは、売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔 番 委員着席〕

議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 下限面積の設定についてを議題といたします。

それでは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

下限面積の設定についてでございます。農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

現在袖ヶ浦市は、農地法第3条第2項第5号により下限面積基準を50アールとしております。しかしながら、新規に農業を誰もができるようになどの観点から、毎年見直すことが必要であるとの指導がなされております。このことから、本市農業委員会においても、下限面積を見直すことが必要かどうかの判断をしなければなりません。しかし、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないこと、また新規就農に当たっては下限面積未満のもの数が増加することにより、農地の農業上の総合的かつ効率的な利用の確保に支障を来すことが懸念されるため、本市の下限面積については農地法で定められているとおり50アールとするものです。

説明は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年1月1日から1月31日までです。

引き続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案8ページをごらんください。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は同様に1月1日から1月31日までです。

次に、報告第3号についてご報告いたします。

議案9ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上です。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

はい、どうぞ。森君。

○事務局（森 博君） 2月の25日に「きみつ農業いきいき交流会2014」がアカデミアホールで開催されます。また、この詳細について、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。

あと、生産緑地の買い取り希望の確認がございますので、これも皆さんに後ほどご確認をいただきたいと思います。ご説明させていただきたいと思います。

あと、25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、また26年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案を作成しまして、皆さんにお示しをさせていただきたいと思います。3月の総会時まで意見をいただくようなスケジュールを考えてございますので、またお送りしますので、確認をいただきたいと思います。

あと来月の総会の際に平成26年度の総会の日程について配付をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 各委員さんのほうから何かありますか。

はい、どうぞ。

○4番（篠原 覚君） 4番の篠原です。

先ほど委員さんのほうからもご心配いただきましたけれども、今回の不祥事にかかわって、意見書も出してある関係で重ねて要望したいと思うのですが、昨日、司法のほうの判断が確定しまして、今までほぼ1年間司法判断を横ににらみながら、この問題について農業委員会としても考えてきましたけれども、年度末に当たって、事故、不祥事再発防止というのですか、司法判断は司法判断として、農業委員会として不祥事再発防止のためにどういう策をとったらいのかということ全体で考える委員会を設置したらどうかというふうに思ひまして、動議としては農業委員全員の意見を取りまとめて検討をする小委員会を設置、これを設置することを動議として提案します。

○議長（中川喜一郎君） ただいま4番、篠原委員から動議にするかの提案がありました。今の件は動議ですか。

○4番（篠原 覚君） 動議です。

○議長（中川喜一郎君） もう一遍、その案を委員に確認します。件名を確認したいのですけれども。

○4番（篠原 覚君） 不祥事再発防止策検討のための。

○議長（中川喜一郎君） 不祥事にかかわる対策検討のことですね。

○4番（篠原 覚君） のための検討委員会の設置。

○議長（中川喜一郎君） もう一遍、発表します。不祥事にかかわる再発防止のための委員会を設置することですね。

○4番（篠原 覚君） はい。

○議長（中川喜一郎君） 動議は、不祥事にかかわる再発防止のための委員会を設置することについてであります。

皆さんにお諮りいたします。ただいまの委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） ただいまの結果、賛成の方が16名おられます。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

ほかに発言はございませんか。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。関連の関係もございますが、市民が望む政策研究会会長、関巖さんよりの質問が4点ほど出してあります。これは、皆さんの手元にあると思いますが、これはこの件について農業委員会として明快な回答を関さんにお送りしたいと思いますが、いかがでしょう。以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま藤井委員からご発言がありましたが、動議の件名について発表してください。

○26番（藤井幸光君） 市民が望む政策研究会に対する研究会よりの要望に対する回答です。

○議長（中川喜一郎君） 件名をもう一遍ゆっくり発表してください。

○26番（藤井幸光君） 市民が望む政策研究会よりの要望……

○議長（中川喜一郎君） 項目が多分何項目かあると思うのです。

○26番（藤井幸光君） ですから、それを読み上げてもいいのですけれども、手元に皆さんありませんか。

〔「ない」と言う人あり〕

○26番（藤井幸光君） ないですか。では、読み上げます。

○議長（中川喜一郎君） 1件ずつとりあえず上げてください。

○26番（藤井幸光君） 1番、農業委員会として、贈収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を破棄し、改めて不許可相当であることを県に上申すること、これが1番です。

○議長（中川喜一郎君） 今藤井委員から動議の1件目……

〔「暫時休憩してください」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、1件目、農業委員会として、贈収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を破棄し、改めて不許可相当であることを県に上申することについて、これについてでよろしいですか、今提案したこと。

○26番（藤井幸光君） はい。

○議長（中川喜一郎君） では、2件目また発表してください。

○26番（藤井幸光君） 2件目、JAきみつ支部派遣の鶴岡委員は宴会出席という道義上の責任を負い、辞任されたことをきみつ支部より謝罪を込めての通告があったことが報告されています。同様の議会

派遣委員である榎本雅司市議、長谷川重義市議についても会長として辞職勧告をすべきであることと
いうことですが、これらの個人……

○議長（中川喜一郎君） 藤井委員、2番のこの件名について、要約してちょっと発表していただきたいのですが。

○26番（藤井幸光君） 要約すれば、市会議員2名に対して、中川会長から辞職勧告をしたらどうかと
いうことです。これは、一応個人的な面もございますから、できればここで2名にコメントしていただければいいのかなと思います。なお、その上で皆さんが判断するということを提案します。

○議長（中川喜一郎君） 今の提案は、動議として上げますね。

○26番（藤井幸光君） はい。

○議長（中川喜一郎君） では、動議の手続をとります。ちょっと文が長いですから、要約しますと市
会議員2名に対して、会長から辞職勧告をすることの件名ですね。

○26番（藤井幸光君） そうです。

○議長（中川喜一郎君） では、3件目について発表してください。

○26番（藤井幸光君） 3件目、前任の委員の中に全国表彰を受けた委員もいる。それらの方々は表彰
を辞退し、返還するよう勧告すること。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） この3件目につきまして、ただいまの発言、現在の委員の多くが表彰された
事実を存じません。袖ヶ浦市農業委員会が何の活動をして表彰をされたのかの説明をお願いしたいと思います。これについては、藤井さん、知っている範囲内で皆さんに説明をお願いいたします。

○26番（藤井幸光君） これは、全2期にわたりまして、耕作放棄地を農業委員の有志で開墾をして、
野菜などをつくって、それでできたジャガイモなどを保育園の園児たちに掘ってもらったりという耕
作放棄地の有効利用です。そういうことをしまして全国表彰を受けました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今藤井委員の説明については、皆さん、わかりました。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 藤井さんが説明したことはわかったのだけれども、要は基本的なことなのだけ
れども、市民の問い合わせに対して、農業委員会として、こういう案件に対して全て対応していく必
要性というのはあるのかどうか、その辺ちょっと聞きたいのだけれども。

○議長（中川喜一郎君） 今渡邊さん言われていることは、藤井さんが動議として提案されたわけです。
だから、藤井さんのほうから今の件を。

はい。

○26番（藤井幸光君） 動議として動議を出していて、その内容を一から順を追って説明すると言われ
ています。まだ4番がありますので、そこまで発言させてください。その上でいろいろと討議しても

らって結構です。

○議長(中川喜一郎君) 渡邊さん、さっき言われたこと、今の状態は藤井さんが動議として発表しているわけですね。わかります。

○24番(渡邊喜一君) ええ。

○26番(藤井幸光君) 4番がまだ残っているから。

○議長(中川喜一郎君) よろしいですね。

○24番(渡邊喜一君) いいです。

○議長(中川喜一郎君) では、藤井委員、4番について。

○26番(藤井幸光君) 4番、年度内に改めて綱紀肅正について、形式的なものではなく、具体的な案を作成し、新生の意志を内外に示すこと、以上4点です。

終わります。

○議長(中川喜一郎君) ただいま藤井委員から年度内に改めて綱紀肅正について、もっと具体的な案を作成し、新生の意志を内外に示す件、これの4件が今動議として提案されました。

ほかに発言はございませんか。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 今の関係。

〔「ええ、今の関係で」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) はい。

○24番(渡邊喜一君) というのは、もう一度言うけれども、こういう市民の声のやつを全部真正面に受け取って運営委員会で対応していく必要性というか、そういうのはどうなのですか。全部対応していく必要性というのはあるのですか。その辺を俺知りたい。全部いろんなところから質問が来たとき。

○議長(中川喜一郎君) それは、藤井さんがこの4件について、動議に上げますと言われたわけです。

これからまた諮っていきますが、とりあえず1人の方が4件、今動議として提案されました。

○24番(渡邊喜一君) だから、そういう意見が出たのだけれども、それは市民の人の問いかけで来たのだけれども、それを農業委員会でそういうふうにして全部検討して答えを出して、あれする必要性というのは、それがあるかどうかを知りたい。

○議長(中川喜一郎君) それは、きょう総会前に……では、ちょっと訂正します。これから、だから動議について先ほど来勉強してきたわけですが、これ1件1件動議として本人は今上げましたけれども、ほかの人の賛否をとります。

1件目が農業委員会として、贈収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を破棄し、改めて不許可相当であることを県に上申する。

〔何事か言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) はい、わかりました。もう一遍発表します。動議について、1番、農業委員

会として贈収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を破棄し、改めて不許可相当であることを県に上申すること。

お諮りします。藤井委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 結構です。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

2番について、市議会議員2名に対して会長から辞職勧告をすること、これについてお諮りをいたします。

〔「すみません。いいですか。これは、すぐ採決でしょうか。質疑とか討論というものあったら」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これから。

〔「動議だと、通るかどうか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 動議と確定してから。

〔「そうですか。はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） お諮りいたします。

藤井委員の動議に賛成の方、2番目、議員2名に対しての会長からの辞職勧告すること、委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 6名。はい、結構です。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

3点目、全国表彰を返還するよう勧告することについてとのことでございます。

お諮りいたします。動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 4名です。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

次に、4点目、年度内に綱紀肅正について、具体的に内外に示すこと、これについてお諮りいたします。

動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） はい、結構です。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

それでは、お諮りいたします。この際、動議の成立しました議題を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「議長、ちょっとよろしいですか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） はい。

○26番（藤井幸光君） 一応動議は可決して採用されるということで、相当時間を経過していますので、この篠原さんと私の動議2件を別の日程を設定した、きょうではなくて別の日を設定したらいかがでしょう。お諮り願います。

〔「議事日程の進行の関係だ。それも動議の一つだから」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 今時間的なことで、この審議については……

〔何事が言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ただいまの藤井さんの提案は却下いたします。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ちょっと待って。

〔「今提案だから、動議で出していないからね。提案で出しているから、却下した」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認めます。

よって、これらを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。日程を追加します。

日程第4の次に日程第5、発議案第1号ないし発議案第5号、提案理由の説明、質疑、討論、採決、以上でございます。

発議案第1号 不祥事再発防止のための委員会を設置することについて

○議長（中川喜一郎君） 日程第5、初めに発議案第1号 不祥事再発防止のための委員会を設置することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、篠原委員。

○4番（篠原 覚君） 先ほどの発言と重なりますが、司法判断とは別に農業委員会は農業委員会として、農業委員会を運営する上において再発防止策はないかどうか、あるとすればどういう再発防止策があるかということを含めて、検討委員会を設置する必要があるのではないかと思います。

以上が提案理由ですが、ついでに言っているいいですか。藤井さんに提案があるのですがということも言ってもいいですか。

○議長（中川喜一郎君） この関連のこと。

○4番（篠原 覚君） 関連です。

○議長（中川喜一郎君） はい、許可します。

○4番（篠原 覚君） 藤井さんからの動議は、4つとも委員会において議論すべき具体的な項目の一つなのです。そのことと、そういうことを含めて検討する委員会の設置とを分けて討論し、採決す

る意味は僕にはないと思います。ですから、委員会設置ということで藤井さんも含めてご賛成ならば、藤井さんが出された動議の項目については、委員会設置後、委員会で検討する。設置後の委員会に引き継ぐということで動議取り下げをお願いできれば、この委員会も比較的スムーズに進行するのではないかと思います。

○議長（中川喜一郎君） 今そういう提案がありましたけれども、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 篠原さん、我々この委員会の中だけでの議論、我々が清く正しく美しくいくためにはどうしたらいいかという話はないので、絶対必要であると思います。でも、市民がきちっとした文書を持って質問に来ています。手元には来ていませんか。

○4番（篠原 覚君） 来ています。

○26番（藤井幸光君） ですから、それに対して一々答えなくていいとかというご意見もありましたけれども、やはり我々は市民に向かって、真摯に向き合っていきたいという思いでいますので、余り意味のなさない質問に対しては時間を割く必要はないと思いますが、これはきちっとして相当我々のこの会議を聞いたり、いろいろ傍聴されたりした上での質問ですので、これも完全に真摯に答えさせていただきたいという話は全く、皆さんと私の話は別だと私は思います。

○議長（中川喜一郎君） 今の藤井さんの件は、後ほどにしたいと思います。

篠原委員の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けしたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論は終結いたします。

採決をいたします。

発議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

最初の件です。1つ目、不祥事再発防止のための委員会を設置することについての賛成の方。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） はい、結構です。ただいまの件は、賛成多数。

よって、発議案第1号は可決されました。

ただいま議決されました発議案につきましては、私会長においてしかるべく取り計らいますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

発議案第2号 農業委員会として贈収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を破

棄し、改めて不許可相当であることを県に上申することについて

○議長（中川喜一郎君） 2件目。次に、発議案第2号 農業委員会として贈収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を破棄し、改めて不許可相当であることを県に上申することについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

これについては藤井委員。

○26番（藤井幸光君） この件は、今ここにいらっしゃる旧からの委員は約6、7名と、そのほかは昨年からはじめて委員になった方である。前任者の我々が昨年の平成25年1月21日にこの問題を可決しました。その可決したことについて、裏にこういう事件があったということで、きのう判決が下りました。そういう意味で前役員がしたことであって、ここにいらっしゃる方々はまるっきり夢にも見ていなかったことだと私は思いますので、この行為がどんな有効な行為かは私もちょっとはかり知れませんが、やはり今現状の袖ヶ浦市農業委員としてのこの問題に対するみずからの気持ちを上申したいと思っています。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） この件について、藤井議員、もう一遍確認します。再審査を求める件でございますか。

○26番（藤井幸光君） 再審査ではなくて、前年度の決定を破棄するという上申書です。それが我々が現状6万人市民に対する我々の気持ちだということをあらわしたいわけです。それをご理解願います。お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はございますか。

〔「質疑と討議とどう違います」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑の後に討論になります。

〔「討論ですか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） はい。

質疑はないようですので、次に討論に移りたいと思います。

討論をお受けいたします。

はい、どうぞ。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。これは、県は許可したものは取り消さないということはもう明確なのでしょう。それを市民の声だからといって、もう一回やるというのはおかしいのではないですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番(高浦芳一君) 藤井委員からの動議の趣旨には理解をすることができますが、文面、要点からいたしますと、農業委員会として当時の、多分これ収賄事件と言っていますので、昨年1月の許可ということと私は想定いたしますが、もしそうだとしたならば、あの農業委員会の採択は不正で行われた採択と私は認識しておりませんし、今までの2年生以上の委員の方からも何らその件については触れられておりません。したがって、たとえこの不祥事できのうの判決が確かに行われましたが、それと一緒に当時の農業委員会の審査結果を廃棄するという件については余りにも不合理があります。また、改めて不許可相当であるということを県に上申するという点についても同様であって、私が今お話しするまでもなく、昨年来から同様の動議がなされておりまして、皆さん方は趣旨は理解されていると思います。収賄事件と農業委員会の採決とは一緒にならないはずなのです。農業委員会の議事録を見てもそのような、またはそのようなことが疑われる議案の議事録はありませんので、私は藤井委員の趣旨には賛成いたしかねます。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○16番(奥野政義君) 私も若干似通っているのですけれども、農業委員会というのは自主独立の機関であると思います。結果的に農業委員会の中で精査した中で、今私がきょう藤井さんが読み上げた文章を初めて耳にするわけですが、そういうのが出てきたのなら、それはまたそれで、また検討事項だと思います。農業委員会が自主独立の機関である中において、そういうことを認識する中において、あえて言いますと最初に結論ありきの動議があって、要するに不許可相当で出すべきであるという動議が出てきて、それについて検討するというのはいかなるもの。もしやるのであれば、その当時のことをいま一度精査して、果たしてこれが本当に不許可であるかどうかのところを判断しないで、初めから不許可であるという動議というか、そういうのは私としてはいささか納得いかないものがあります。あくまでももう一度お願いしたいのですけれども、市民の皆さんの声はあくまでも市民の皆さんの声であると思います。農業委員会は、あくまでも自主独立ですから、自分たちの考えの中でそれをまとめて、市民の皆さんに理解してもらおう、それが本来ではないのかなというふうに思います。

○議長(中川喜一郎君) はい、高浦委員。

○3番(高浦芳一君) 追加意見を、答弁を。奥野委員の趣旨も当然でありますし、私も理解するところでありまして、この件について、ここで否決採決とった場合、やっぱりとらないで、逆に動議の1号議案で専門委員会の設置が可決されましたので、その中で十分審査した上で市民が望む政策研究会の趣旨を踏まえて、きちっとした対応を検討していくほうがよりいいのではないかと思います。

○議長(中川喜一郎君) ほかに討論はございませんか。

〔「暫時休憩してください」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 暫時休憩します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに討論ございませんか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番。先ほど藤井さんの言った件なのですけれども、 さんの土地が原状回復されないまま2期工事で許可になったということを見ても、それと、もう一つ、 さんですか、その土地が売買されていて、平成17年2、3月に売買されていて、その売買解消はするとは言ったのですけれども、売買解消はされていないままで、来年でもう10年、時効取得ができるわけですね、無料転用ですから、10年だな。そうすると、その さんが申請書に書いた記述は虚偽の記述となりますので、農地法51条の範囲ではないかと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論、意見はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 51条の範囲というお話をされましたが、条文はどのように書かれているのですか、教えてください。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 「51条1項の偽り、その他不正な手段により第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」とありますので、申請書に書いてある記述の間違いがあったということで、議会でも塚本先生が事務局に質問した……。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論ございませんか。

はい、どうぞ。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。今川名さんが言ったのは、私理解できないのですけれども、それはどういうことなのですか。結局今討論しているのは藤井さんの話があって、高浦さんが、それは篠原さんが言った小委員会でやったらどうかという話だったのですよね。そうですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○8番（積田雅美君） それで、川名さんの発言は51条、それは何の発言なのですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、川名委員。

○18番（川名康夫君） だから、藤井さんが先ほど取り下げること動議の一つだと言ったから、それについて51条を出したわけです。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） もし川名委員のお話も、理解しようと思えば、し得ないわけではありませんが、藤井委員が動議をされた内容は、今回市民が望む政策研究会が農業委員会懲罰に出された討議要請の中の一つとして、「農業委員会と収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を廃棄し、改めて不許可相当であることを県に上申すること」と書いてある。今この件に関して、採択するかしないかの今話なのですよね。ですから、この文面から見ると、贈収賄事件有罪判決決定を受けて、許可決定を廃棄し

というのは意味が通じないのです。ここに多分おいでになられるのではないかと思うので、大変失礼な言い方かもしれませんが、1月に決定された理由、要件、審査要件、内容等、この有罪判決の決定というのは結びつくのでしょうか。

藤井委員、どのようにお考えですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 先ほども言ったとおりです。平成25年の1月27日にこの問題は可決しているわけです、前任の農業委員で。きのう最終判決が出たわけです。要は、贈収賄事件ですということですので、表面に、議事録にないとかあるとか、議事録なんかあるわけがないのです、裏で回った事件ですから。それは、報道によれば、ほとんどわかっているものですが、27名中16人ぐらいが宴席に同席して、中に筆頭は200万、300万のお金をもらっているわけです。そういう問題があるので、ここで我々は今ここにいる人たちは新生農業委員ですよ、我々は違うのだよということと今後こういうことは絶対起こさないのだということを市民に理解してもらうためのアピールだと、私はそういう意味で言っているわけです。この撤回云々で新しくここで可決しても、果たしてそれが通るか通らないかは私はわかりません。前にも言った。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） ご説明の趣旨を言わんとするのは理解しようとするのはできるのですが、今回の政策研究会が言われている農業委員会に対する要請の一項目である有罪判決決定を受けて、許可決定を廃棄するというふうに書いてあるのです。きのうの判決の中では、農業委員会が1月に採決したあの決定は不当だということは何か文言で、あの裁判官言われましたか。または、それに近いようなニュアンスは言われましたか。

○26番（藤井幸光君） 言われています。

○3番（高浦芳一君） 言っているのですか。

○26番（藤井幸光君） 新聞見ましたか。

○3番（高浦芳一君） いいえ。私は同席したので、きのう。私の聞き漏れかもしれないです。

○26番（藤井幸光君） その判決の中身はどうかわかりませんが、新聞にゆがめられた決議という文章が、活字があります、読売新聞ですけれども。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 確かに背景からしたら、そういうふうに取り出れるかもしれませんが。きのうの判決の中では、具体的な委員、前任の委員、被告であった鳥海さんが賄賂を強制したと、強要したということと賄賂を受け取ったと、それから失礼な話ですが、具体的に判決の名前で出ましたから、はっきり言わせてもらいますが、川名康夫委員に300万円を、反対している人に賛成を頼むという意味で300万を与えようとしたということの判決なのです。農業委員会として、それが間違っていたとい

うことではないのです。結びつけることは、ちょっと行き過ぎではないかと思います。

○議長（中川喜一郎君） 藤井委員。

○26番（藤井幸光君） そこら辺は私もちょっと驚いているのですけれども、前任の農業委員がやったことであるということで、我々が全然関係ないよという考えはちょっと捨てたほうがいいのではないか。要は、農業委員会という冠をつけた我々は委員会であるということで、市民にそういうしてはならない事件を起こしてしまったと。でも、今の委員は違いますよというアピールはしたいわけです。それが趣旨です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） お話を聞くと、ある新聞にはこう書いてありました。藤井さんの言葉はまさにそのようなこと、要するに当時は不正だった、不正の委員だった、今の委員は不正ではないという言い方をしているのです。そうではないのです。昔の委員は、最初、歴代の委員の方はきちり綱紀を肅正する人、守る人だったはずなのです。それを今日の中で昨年の1月の採決も、きょうの議案の審査も、きちと必要条件に見合わせて、全部チェックして適切な判断をされてきたはずなのです。それを裁判、あの審議経過の中で確かに不正がありました。それは、その結果、農業委員会の審査に影響されたということがあったのですか。なかったのでしょうか。あったのですか。あったのなら、それで警察のほうに訴えたほうがいいと思います。逆に、農業委員会にもちゃんと説明をしていかないと、裁判を受けて、判決の決定を受けではないのです。川名委員が言われるように51条に抵触したならば、するのであるなら、51条に抵触したという人の中で、こういうことが漏れていたのですという言い方で審議をすべきなのです。何でもごちゃごちゃにしたら、だめだと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかにない。ほかに討論あります。

はい。

○8番（積田雅美君） やはり我々もいろんな情報が入ってくるわけです。新聞屋さん、これは変な言い方かもしれませんが、読者を引きつけるような書き方をします。ですから、それに全員が、前の農業委員全員がそういうことをやっていたのかというふうに見てしまいます。でも、裁判で名前が出たのは鳥海さんと川名さんの2人だけなのです。我々は、それ以外の人のことは知るすべがないのです。事実ではないのです。そうでしょう。あとは、みんな想像でしょう。裁判で出たのはそれだけなのです。ですから、我々は過去のことはわかりませんが、やはり川名さんが言ったとおり、審議はきちとされたと思うのです。それで、ほかにも受け取った人がいるのであれば、その人は逮捕されています。全部調べたのでしょうか。逮捕されなかったということは、ホワイトとは言わないけれども、グレーなのです。グレーの人を我々は裁けません。そういうことです。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

発議案第2号……

〔「済みません。ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） はい。

○16番（奥野政義君） またさっきに戻るのですけれども、16番です。藤井さんが市民の会からいただいたやつ3つあります。それが、今度先ほど可決いただいたではないですか、篠原さんが出した委員会。あの中だって、通り一遍では済まないから、結局その時点でどうなったかと、何でこうなったかということは当然出てくるはずなのです。それで、今例えば不許可で出すということが採択されて、では不許可で出しましょうということになったとき、それとその後のこともそうすると、結局小委員会は何のためにやる。要するに、ここで採択になったことが全部その後の委員会の動きを拘束することにはなりませんか。そういう気がするのです。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 討論は終結しております。

採決したいと思います。

発議案第2号 農業委員会として贈収賄事件有罪判決決定を受け、許可決定を破棄し、改めて不許可相当であることを県に上申することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 5名。はい、結構です。

賛成少数、よって発議案第2号は否決されました。

発議案第3号 市議会議員2名に対して、会長から辞職勧告することについて

○議長（中川喜一郎君） 次に、発議案第3号 市議会議員2名に対して、会長から辞職勧告することについて、提案理由の説明を求めます。

藤井委員。

○26番（藤井幸光君） これは、副委員長鈴木さんと農協関係の鶴岡さん……

○議長（中川喜一郎君） ちょっと発言、発表がわからないのですけれども。

○26番（藤井幸光君） 農業委員さんの名前何だっけ、やめた方。

〔「JAですか」と言う人あり〕

○26番（藤井幸光君） JA。

〔「鶴岡委員さん」と言う人あり〕

○26番（藤井幸光君） 鶴岡さん。

○議長（中川喜一郎君） その前に言われた人は。

○26番（藤井幸光君） 鈴木だれ……

○議長（中川喜一郎君） 職務代理の鈴木さん。

○26番（藤井幸光君） はい、鈴木さん。この2名の方は、一応 という料亭に出席したということで、それについて自分で辞任をしております。でありますから、そこは先ほども言いましたとおり、委員さん2名いらっしゃいますので、勧告する前にコメントをいただいたらどうかということをご提案しました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） その件については、負う義務は持っておりません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑、どなたかありませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） この議案の中で要点はわかりましたが、ここの文面に書いてある君津支部より謝罪を込めての通告があったことが報告されていますという内容は、具体的にいつ、どのような形で報告されたのか、ちょっと確認をさせていただきますか。

○議長（中川喜一郎君） 藤井委員。

○26番（藤井幸光君） この件については、私もはっきり情報はつかんでおりませんが、一応ある筋から聞いてはいます。ただし、ちょっとこの文面をいただいた発信元の関さんには時間がなかったものですから、確認がとれません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。

私たちは公務員なわけです。きょうの新聞にも書かれていますけれども、「公務員としての自覚が乏しく」と書いてあります。公務員ということは、袖ヶ浦市職員と同じような立場だと理解しているのですけれども、袖ヶ浦市職員としたら、利害関係にある業者から接待を受けたとなると、懲罰委員会や倫理規約に反しているとかということで懲罰委員会とかで処罰されると思うのですけれども、今まで鈴木さん、鶴岡さんがどういう責任を感じて、辞職したにもかかわらず、みずから辞職すればまだいいですが、このまま辞職しないでなあなあといふということは許されないことであると思っています。ですから、会長として辞職しない限り、辞職勧告をするべきだと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論はございませんか。

どうぞ。

○3番(高浦芳一君) 政策研究会の方々にはご心配をかけて、大変申しわけないなと思うことと、何でもこういうふうな考え方を持って頭にインプットされたのかなという、いろんなことを考えると、我々農業委員会として、いろんな意味でもっともときちとしたディスカッションがなされていないのではないか。話の話題の中では、ここに書いてある榎本議員、長谷川議員とありますが、まさに裁判のを引用すると川名委員も当時はそういう情報はあったのです。具体的に行動を起こされていたのです。でも、倫理にしっかりとしている川名委員が拒絶したわけです。そういう情報を当委員会の中できちっと提供して、これではいけないのだ、こういうふうにすべきだということを皆さんで話し合ったかどうかなのです、2年生以上の。私、去年の2月から委員に当選して、任務を遂行していますけれども、それまでの2年生以上の人たちはどういうふうにお考えなのか。そういうことも踏まえて、やっぱり今日まで検討すべきだったのです。ただ、主題であるこの議案につきましては、私は賛成すべき立場ではないというふうに考えています。

○議長(中川喜一郎君) ほかに討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○4番(篠原 覚君) 4番の篠原です。

再度藤井さんにお伺いしようと思うのですが、さっき少数否決になりましたけれども、否決になったからといって、藤井さんが動議された1番の問題も検討しなければいけない余地がいっぱいあるのです。それから、2番も検討しなければいけない余地は、高浦さんも言ったようにいっぱいあるのです。3番、4番もそうなのです。文章が極めて……

○議長(中川喜一郎君) 今のタイミングは討論しているのですけれども。

○4番(篠原 覚君) ええ。議事録になるのです。文書、議事録になるのです。全部検討の余地があるまんま採決を要望をしても不十分な結論しか出ないのです。

よって、せっかく委員会をつくろうというふうに片方ではなっているのですから、検討委員会のほうに議題を全て回して、十分この件も含めて、僕はこれだけで検討項目が終わると思っていませんから、もっといっぱいあるのです、僕の頭の中には。そういうふうに検討委員会のほうに回して、回してということは、この段階では藤井さんが動議を取り下げることをお願いができればと思います。

○議長(中川喜一郎君) どうですか、藤井さん。

○26番(藤井幸光君) 動議を出した以上、取り下げるとい言葉には、ちょっといかない。なおかつ、小委員会をつくるということになると、ここに二十五、六名いるのに何人かに絞られてしまうでしょう。そうすると、やっぱり全員の意見が出ないという会議だと、ちょっと私はそれには条件つけます。全員参加の委員会にしてほしいと思います。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

発議案第3号 市議会議員2名に対して会長から辞職勧告することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 6名ございます。

賛成少数、よって発議案第3号は否決されました。

発議案第4号 全国表彰を返還するよう勧告する件について

○議長（中川喜一郎君） 次に、発議案第4号 全国表彰を返還するよう勧告する件、提案理由の説明を求めます。

藤井委員。

○26番（藤井幸光君） いや、4番です。

○議長（中川喜一郎君） 藤井さんが言っているのは全国表彰の件です。

○26番（藤井幸光君） 3番ね。

○議長（中川喜一郎君） はい、そちらの件名では3です。

○26番（藤井幸光君） この全国表彰は、先ほども言いましたとおり、休耕地を農業委員会の委員で耕作してジャガイモなどをつくって、幼稚園の園児たちに掘ってもらってというようなことをやりましたので、それを農業委員、全国紙に発表してもらって全国表彰を受けました。その名誉ある賞をいただいたのですが、この不祥事が発生したということの反省の意味を込めて返還をしたいという意味です。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

前任の委員の中には全国表彰を受けた委員もいるという活字をしてあります。藤井委員の説明とちょっと表現が違うのですけれども、藤井委員、少なくとも前期、前任をお務めいただきましたよね。藤井委員を含めて、前任の委員の中に全国表彰を受けた方はどういう方がいるのですか、個人的に委員として。

○議長（中川喜一郎君） 藤井委員。

○26番（藤井幸光君） これは全体と言いたいところなのですが、休耕地を耕した委員が3分の2くら

い、3分の1ぐらいは全然それに参加していなかったということである者もいるという表現なのです。
以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 言わんとしていることはよくわかるのです。何とか理解しようとするにつじつまが合うのですが、ここに書いてあるのは「全国表彰を受けた委員もいる」と書いてあるのです。それらの方々は「表彰を辞退して返還する」と書いてあるのです。それを何度もそういう過去の、要するに団体表彰を受けられたというのは私は過去の功績として、昨年事務局長からお聞きしていますから、どういう過程で表彰を受けられたかはわかっています。でも、ここには書いていないのです。委員、こういうふうにしたやつを動議として出して採決してしまうと、発議された、要するに研究会の方々に間違っただけを了解の中で不本意な採決になってしまうのです。それでいいのでしょうか。間違っていると思うのです。表彰を受けられた方がいたのなら、それはまた別です。いないのでしょうか、前任。いるのですか。表彰というのは、農業団体表彰、遊休地を活用して、こういうものをつくって、表彰されたという、その件でしょう。団体表彰ではないのですか。個人ではないと思うのです。私の認識が間違っていたら、失礼します。それと一緒に採決してしまったら、まさにあったことが採決、否決なのです。そういう事実関係の確認もせずに動議として出されるのはいかがかなと、それをやっぱり心配しているのです。1号、2号、残念ながら否決されましたけれども、政策研究会の方々の意図するところと藤井委員が動議を出された趣旨とちょっと違うのではないかと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 何かありますか。

はい。

○26番（藤井幸光君） 要は、まず表彰は全員を対象にした表彰ではございません。名前は、袖ヶ浦市農業委員会という名目です。先ほども言ったとおり、3分の1ぐらいは参加しませんでした。そういうことでこういう書き方になると私は理解します。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○3番（高浦芳一君） 議事録に残るのですよ、これ。

○26番（藤井幸光君） いいです。

○3番（高浦芳一君） いいです。

○26番（藤井幸光君） はい。

○3番（高浦芳一君） 残念です。以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○8番(積田雅美君) 今の表彰の件なのですけれども、逮捕された鳥海さんが主催でやっていたのですか。聞いているのです。私なんかわかりませんから、鳥海さんが主催でやっていたのだったら、ちょっと問題があるかなと思うのですけれども、藤井さん、どうなのですか。

○議長(中川喜一郎君) はい。

○26番(藤井幸光君) 袖ヶ浦市農業委員会としてやっています。鳥海さんではございません。

○8番(積田雅美君) 鳥海さんは、だからその主でやっていたのですか。

○26番(藤井幸光君) 違います。

○8番(積田雅美君) 積極的に参加していたのですか。

○26番(藤井幸光君) 鳥海さんは違います。もっと積極的にやっている方はいます。

○8番(積田雅美君) でしょう。だったら、収賄事件とは関係ないではないですか。そこまで及ぶのですか。いいことをしたのに表彰された、それは褒めてやるべきでしょう。悪いことをしたら捕まるのです。いいことをしたら褒められるのです。そうではないですか。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) ほかにどなたか討論ありますか。ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

発議案第4号 全国表彰を返還するよう勧告することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 4。はい、結構です。賛成少数。

よって、発議案4号は否決されました。

発議案第5号 年度内に綱紀肅正について具体的に内外に示すことについて

○議長(中川喜一郎君) 発議案第5号 年度内に綱紀肅正について具体的に内外に示すことについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井委員。

○26番(藤井幸光君) これは、先ほどからも議論していますが、我々の立ち位置というもの、農業委員会委員としての市民に対する気持ちのあらわし方ということで示している。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 掲げられております文面につきましては、まさにそうする気だろうと思いますが、緊急動議の1号議案で対策防止専門委員会が設立するという件について確認されましたので、そちらのほうできっちり審議、検討してもらうこととして、この内容を踏まえた検討をってもらうこととして、私はこの5号議案については賛成いたしかねます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

発議案第5号 年度内に綱紀肅正について具体的に内外に示すことについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 7人。賛成少数。

よって、発議案第5号は否決されました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、第13回農業委員会総会を閉会します。

午後6時45分 閉会